

介護ロボット等導入実証事業ワーキンググループの 設置に関する要綱

(目的)

第1条 北九州市（以下「本市」という。）における国家戦略特区に係る事業（以下「特区事業」という。）のうち、「介護ロボット等導入実証事業」の推進を図るため、大学、医療・福祉関係者、福祉事業者、利用者等を構成員とする「介護ロボット等導入実証事業」ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、実証事業を着実に実行するために、次に掲げる事項について助言を行う。

- (1) 介護ロボット等導入実証事業に関すること
- (2) 特区事業の推進に関すること

(構成員)

第3条 構成員は、次の各号に掲げるもののうちから、保健福祉局長が選任する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 福祉施設、福祉用具に関する事業者及び有識者
- (3) 学識経験者
- (4) 利用者
- (5) その他、保健福祉局長が適当と認めた者

(任期)

第4条 構成員の任期は、1年間とする。

- 2 構成員が欠けた場合は、補欠の構成員を置くことができる。この補欠の構成員の任期は、前任の残任期間とする。
- 3 構成員は、再任することを妨げない。

(ワーキンググループの運営)

第5条 保健福祉局長は、第2条に定める事項に関する意見や情報を聴取し助言を得るため、ワーキンググループを運営する。

- 2 保健福祉局長はワーキンググループの運営に必要と認めるときは、構成員以外の者に参加を求めることができる。

(会合の公開)

第6条 介護ロボットプロジェクトチームとワーキンググループの構成員との全体会合は原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は非公開とする。

- (1) 不開示情報（北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条）に該当する事項について意見交換を行う場合
- (2) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

（暴力団の排除）

第7条 次の各号に該当するものは、構成員としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（暴力団等関与の場合の構成員の選定取り消し）

第8条 市長は、構成員として選任されたものが第7条の各号いずれかに該当することが明らかとなった場合は、選任を取り消すことができる。

この場合において、取消しにより構成員に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（ワーキンググループの庶務）

第9条 ワーキンググループの庶務は、保健福祉局において処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

（その他）

第10条 ここに定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項については、保健福祉局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。